

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本県議会委員会条例(昭和31年熊本県条例第51号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1号中「総合政策局」を「知事公室」に、「地域振興部」を「企画振興部」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。